

無許可の不用品回収業者の対策及び 不法投棄未然防止対策等の事例集 (案)

1. 無許可の不用品回収業者対策事例

市町村による無許可の廃棄物回収業者に対する指導事例

A自治体

○取組の概要

- ・市民から「スピーカー放送で不用品回収をしている」との情報が入るので、その地域をパトロールしている。
- ・市民から「空き地で不用品回収をしている」との情報が入るので、現地で回収後の流れを聞き取り、次のことを行わないよう指導している。
 - －市民から処理費を受け取ること
 - －回収して不要になったものを、家庭ごみに出したり、不法投棄したりすること(産廃として適正処理してください)
 - －リサイクルが消費者に義務付けられている家電4品目を、再使用以外の目的で回収すること
- ・市民から「不用品回収チラシが入っていた」との情報が入るので、チラシに記載されている連絡先に電話して回収後の流れを聞き取り、次のことを行わないよう指導している(通常、このような会社は店舗等を構えておらず、携帯電話番号のみの情報しかない)。
 - －市民から処理費を受け取ること
 - －回収して不要になったものを、家庭ごみに出したり、不法投棄したりすること(産廃として適正処理してください)
 - －リサイクルが消費者に義務付けられている家電4品目を、再使用以外の目的で回収すること

○取組の効果

- ・違法回収業者の数の増減等の情報は把握していないが、チラシの内容が、家電リサイクル法に抵触しないような内容に変わってきているとは実感している(チラシに、「家電4品目は扱わない」と書く事業者が増えてきた)。

市町村による無許可の廃棄物回収業者に対する指導事例

B自治体

○取組の概要

- ・不用品回収業者に関する住民からの通報を受け、それに伴い通報地域周辺のパトロールを行う。事業者が発見された場合は、事業内容や回収物品について聴き取りを行い、一般廃棄物収集運搬業の無許可営業と認められるケースについては、口頭指導を行う。
- ・市の広報紙や市のホームページ等で、違法な不用品回収業者に廃棄物を引渡さないよう注意をしている。

○トラック型不用品回収及びチラシ型不用品回収業者について

- ・市民の不用品回収業者利用に関する注意喚起として市の広報紙及びホームページに掲載
- ・不適正処理監視パトロールや通報対応による不用品回収業者指導

○拠点型不用品回収業者について

- ・市内で不用品回収を行う事業者に対し、立入検査及び口頭指導を実施
- ・不用品回収業者の情報を警察に情報提供し、警察により捜査を行った。

○取組の効果

- ・市への不用品回収業者に関する通報件数は減少している。

市町村による無許可の廃棄物回収業者に対する指導事例

さいたま市

○取組の概要

- ・環境局広報紙等で、市民に不用品回収業者（無許可営業）を使用しないよう注意喚起するとともに、チラシ等が投函された場合は市役所への通報を呼びかけている。
- ・市民からの通報でチラシ等から回収業者が判明した場合は事業所へ立入調査を行い、業務内容を確認し違法性がある場合は、指導を行う（平成25年度1件事例あり。業務内容の一部に無許可営業の疑いがあったため指導。経過観察中）。スピーカー等の巡回回収業者の通報があった場合は、その地区をパトロールとは別に重点的に巡回指導している。
- ・ヤード業者については、受け入れ物及び敷地内の保管物の確認、環境省からの通知・ガイドラインの遵守状況を確認し、違法性のあるものについて指導を行う。（家電の受入れを行っている場合、受け入れの中止及び保管物の期限付き撤去等）
- ・拠点型の家電品引取り業者に対し、違法回収業者からの家電品の受入れ・引取りをしないよう、指導を行っている。

○取組の効果

- ・違法に回収された家電品が、持ち込まれる運搬先を指導することで、違法回収業者の削減につながると考えている。

市町村による無許可の廃棄物回収業者に対する指導事例

京都市

○取組の概要

- ・市民及び事業者からの通報や市内をパトロールした際に確認した不用品回収業者又はヤード業者の事業所を順次訪問し、啓発用リーフレットを配布し、啓発を行うとともに、不適正事由が確認できた場合は、指導票の交付や口頭で指導するなど改善を行うようにしている(事業所への訪問件数は累積で30件以上となる)。
- ・また、再三、行政指導を行ったにも関わらず改善が見られない業者については、告発等の措置も見据えて警察と連携して対応することとしている。

○取組の効果

- ・定量的には把握はできておらず、「いたちごっこ」のような面もあるが、無許可の廃棄物回収業者は減ってきていると感じている。

市町村による無許可の廃棄物回収業者に対する指導事例

岐阜市

○取組の概要

- ・「3・19」通知に基づく立入検査を市内に開設している事業所すべてに実施し、通知文を読み上げ交付。更に使用済み家電製品の不適正保管等の改善が必要な事業所には「改善指導書」の交付。
- ・平成25年2月、岐阜市の調査・指導状況の情報を基に県警が全国初不用品(無料)回収業者への強制捜査。その後、業態性、「3・19」通知を基に勘案し一般廃棄物の無許可収集運搬に該当すると岐阜市が積極的に判断。その結果、平成25年4月に逮捕、5月に略式起訴(罰金 代表者80万円・従業員50万円)された。集められた回収品は当市の処理計画に則り適正処理させた。
- ・専門チームを立ち上げパトロール、立入検査を定期的に行っている。
- ・下記の事項の際は全事業所(拠点型)に行き代表者と面談し説明及び指導している。
 - －環境省や県の不用品回収関連等の通知文
 - －台風の接近による飛散流出の対策
 - －国内外などで不用品回収に起因する事案(ヤード・港での火災、不用品回収業者による不法投棄等)が発生した場合は新聞記事等を持参し説明

○取組の効果

- ・ピーク時は58事業所(平成22年度)が営業していたが、現在は9事業所まで減少した。

市町村による無許可の廃棄物回収業者に対する指導事例

C自治体

○不用品回収業者対策

- ・H24.3.19通知を受け、H24.4月に県内主要都市(福岡、北九州、久留米、大牟田)において対策協議会を立ち上げ、不用品回収業者に対する立入調査方法及び時期、廃棄物該当性判定シート等を作成。
- ・H24.7月に拠点型不用品回収業者へ一斉立入調査を実施し、廃家電4品目を中心に廃棄物判定を行い、廃棄物として判定したものについては、家電リサイクル法に基づき処分・撤去指導を行うとともに、今後リユース品以外は受け入れられないよう指導を行った。
- ・一斉立入調査後は、月2回程度外観調査を行い、疑義があれば立入調査を実施。
- ・チラシにより不用品回収を行っている業者に対して、市民等からの情報を基に電話による指導を行い、廃棄物処理法に抵触する行為等であることの説明、注意喚起を行った。

○不用品回収業者対策の効果

- ・立入調査前:不用品回収拠点13箇所。立入調査後:不用品回収拠点5箇所(H26.10.1現在、廃家電4品目引取り中止、特定家庭用機器を回収対象物から除外させることができた。

○ヤード業者対策

- ・市内の産業廃棄物中間処理施設(金属・破碎、圧縮)9社に対し、廃家電4品目の買取状況についてヒアリング及びヤード調査を実施。
- ・金属スクラップヤード火災事故を契機として、近隣の金属スクラップ等買取業者(中国系の輸出業者6社)へ、九州地方環境事務所をはじめ関係行政機関(税関、消防局、港湾局、海上保安部、警察)と合同で立入調査を実施。
- ・上記輸出業者への立入調査方法は、ヤード内の廃家電4品目、バーゼル法に基づく輸出禁止物の混入状況を目視により確認し、発見した場合はヤードからの撤去及び適正処理の指導を行い、輸出に係る環境省通知及び環境省作成のチラシを渡し説明。

○ヤード業者対策の効果

- ・金属スクラップ等買取時の展開検査強化。
- ・ヤード内の廃家電4品目の混入割合減少。

市町村による無許可の廃棄物回収業者に対する指導事例

久留米市

○不用品回収業者対策

・不用品回収業者の多くは広域的な営業を行っているため、業者に対する指導方針等について、県内自治体で歩調を合わせることが望ましいと考え、国・県・政令市で対応を協議し、一定の方針を申し合わせた。上記決定事項について、県から県内各市町村に対し、平成24年6月15日付で、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について(通知)」が発出され、業者に対する指導方針が下記のとおり明示。

－回収された、家電4品目及びその他使用済家電製品については、家電4品目の廃棄物該当性判断シートを用いて廃棄物該当性を判断する。

－使用済特定家庭用機器以外の家電製品についても、乱雑な取扱いや有害物質の飛散・流出等によって環境保全上問題が生じた場合は廃棄物の取扱いと判断し、指導の対象とする。

・平成24年4月以降、環境省及び県の通知に基づく指導方針で、不用品回収事業者への周知・指導等を開始。具体的には、家電4品目の回収抑制を図るため、国の通知(3月19日付、再使用目的以外の家電4品目は廃棄物とみなす)について周知。

・指導文書により、下記の3点を指導。

－再使用目的以外の家電4品目の回収を中止すること。

－再使用目的で回収する場合、屋内建屋等における適正な保管を行うこと。

－すでに受け入れ済みの廃棄物(再使用目的以外の家電4品目)は、8月末を期限として撤去すること。

・市内の各不用品回収業者に対し、岐阜市の逮捕に関する新聞記事と環境省のチラシ(業者向け)を手交し、事件の概要及び直近の国等の動向について説明。

○取組の効果

・継続的な立入検査等による監視指導を続けていることで、平成26年12月末現在、24年度当初21箇所あった不用品回収所が、9箇所に減少。(12箇所減)

・再使用目的の家電4品目を取り扱う業者は、保管建屋を設置。(5箇所設置)

2. 不法投棄未然防止対策事例

市町村における不法投棄未然防止対策

市町村における不法投棄未然防止対策や不法投棄者を特定した事例としては以下が挙げられる。

D自治体

○不法投棄未然防止対策の具体的事例

- ・職員による巡回パトロール
- ・夜間・休日のパトロール
- ・ヘリコプターによる上空からの監視
- ・監視カメラの設置

○不法投棄者の特定事例

- ・パトロール中に不法投棄者を発見。注意したところ、車で逃走したため、ナンバーを控え警察へ通報

○不法投棄者に対する対応

- ・警察への通報

市町村における不法投棄未然防止対策

つくば市

○不法投棄未然防止対策の具体的事例

- ・つくば市では、安全安心な生活環境の確保を目指すため「防犯・環境美化サポーター」を組織し、その中で不法投棄の早期発見や監視を行っている。(平成15年～25年度までは、「廃棄物不法投棄巡回監視員」という名称であった)。勤務時間は、通常9:00～17:15(月曜～土曜)であるが、週1度、時間を変更して、夜間パトロールを実施している。
- ・監視カメラ及びセンサーライトの設置(不法投棄がくり返された場所等)
- ・市内区会へ不法投棄行為の情報提供を協力依頼

市町村における不法投棄未然防止対策

市原市

○不法投棄未然防止対策の具体的事例

- ・家電4品目に特化した防止対策としては、HPでの家電4品目の適正処理に関する広報が挙げられる。
- ・不法投棄未然防止対策として他には、啓発看板や監視カメラによる抑止等がある。

○不法投棄者の特定方法と対応

- ・監視カメラの画像や不法投棄物を調査し、投棄者を特定できる可能性がある場合においては、直ちに警察へ捜査依頼をすることにより不法投棄者を特定し、指導により本人による撤去とその後の適正処理、状況により検挙に結びつけている。

市町村における不法投棄未然防止対策

藤沢市

○不法投棄未然防止対策の具体的事例

- ・家電4品目に特化した対策は特に行っていない。
- ・全ての廃棄物に対するの対策：不法投棄が多い場所に対して：
 - －監視カメラの設置
 - －ダミーカメラの設置
 - －音声発生装置（人が近づくと、「不法投棄は犯罪です」と言った音声が出る装置）の設置
 - －看板の貸し出し（個人の方にも、無料で提供／市名と警察の名前が連名のもの）を行っている。
- ・パトロール
 - －不法投棄担当職員による通常監視（車両2台・4名体制）。
 - －市民と協働したパトロール
 - －夜間パトロール（業務委託）
 - －神奈川県との合同パトロール

○不法投棄者の特定方法

- ・家電4品目だけを捨てている人を特定したことはない。不燃物等と一緒に家電を捨てている場合、名前が入ったものを発見し、その情報を警察に通報する（防犯カメラに写っている家電4品目不法投棄の犯人を特定したことはない。他の廃棄物を捨てている人を特定したことはある。）

○不法投棄者に対する対応

- ・警察へ通報。その後は罰金措置。

市町村における不法投棄未然防止対策

金沢市

○不法投棄未然防止対策の具体的事例

- ・ごみゼロの日(5/30)に、金沢駅周辺や繁華街で、市民に不法投棄防止を呼びかけながらティッシュを配布している。
- ・環境省が環境月間として定める6月及び金沢市が不法投棄防止強化月間として定める11月に、環境局巡視車両7台が、山間地や海岸部等不法投棄が多い地域で、街宣放送しながらパトロールを実施している。(平日のみ)
- ・11月の不法投棄防止強化月間に、新聞広報で、不法投棄防止に併せ家電4品目の適正処理について市民に呼びかけを行っている。また、不法投棄防止ネットワーク会議を開催し、運送業界、廃棄物関係団体及びその他関係機関等と情報交換等を行うことにより、連絡体制の強化を図るとともに、不法投棄の早期発見・未然防止に努めている。
- ・市内21地区から推薦された32名の不法投棄防止対策員が、地域での監視活動を実施している。
- ・平成21年から、不法投棄の早期発見早期対応のため、臨時職員を雇用し、山間地や海岸部を中心にパトロールを実施するとともに、不法投棄物の回収作業を行っている。
- ・家電4品目に特化したものではないが、住民等からの要望により、不法投棄が多い場所に不法投棄防止看板を設置している。
- ・不法投棄の多い地域からの要望等により、監視カメラを設置し、不法投棄者の特定や未然防止を図っている。

○不法投棄者の特定方法

- ・家電4品目のみが投棄されている場合は、不法投棄者の特定は困難であるが、引越し作業等により他のごみと一緒に投棄されているといった場合は、家電以外の廃棄物の中に不法投棄者を特定する手がかりになるものがあることが多く、それらの物を詳細に調査し、手がかりが見つかった場合は、警察に通報し捜査を依頼する。

○不法投棄者に対する対応

- ・前述のとおり、不法投棄者を特定できるような手がかりが見つかった場合は、警察に通報し捜査を依頼する。併せて、不法投棄者が特定できた場合は、廃棄物適正処理の指導を実施するとともに、始末書等を徴収する。

市町村における不法投棄未然防止対策

東御市

○不法投棄防止対策の具体的事例

・家電4品目に限らず、全ての廃棄物への不法投棄対策として、不法投棄多発地域(人目につかない場所等)において、不法投棄禁止という旨を記載した看板を立てている。また、崖下等への不法投棄については、ネットを張って対策している。他には、週二回、シルバー人材センターに委託し、パトロールも実施している。
長野県(上小地方事務所)との協力で『ごみなし地蔵(松くい被害木を利用)』の設置もしている。

○不法投棄者の特定方法

・家電4品目のみが不法投棄されている事例はほぼなく、殆どの場合、生活ごみと一緒に廃棄されている。従って、一般ごみの中に紛れている請求書や、郵便物等、個人情報に記載されているものを手掛かりにし、不法投棄者を特定する。

○不法投棄者に対する対応

・投棄者を特定した後は、警察に通報する。警察は、違反に応じた罰金の支払いを投棄者に請求する。また、不法投棄されたものは、投棄者に引き取ってもらうため、投棄者はその後、リサイクル料金を支払い、家電を適正に処分する。